

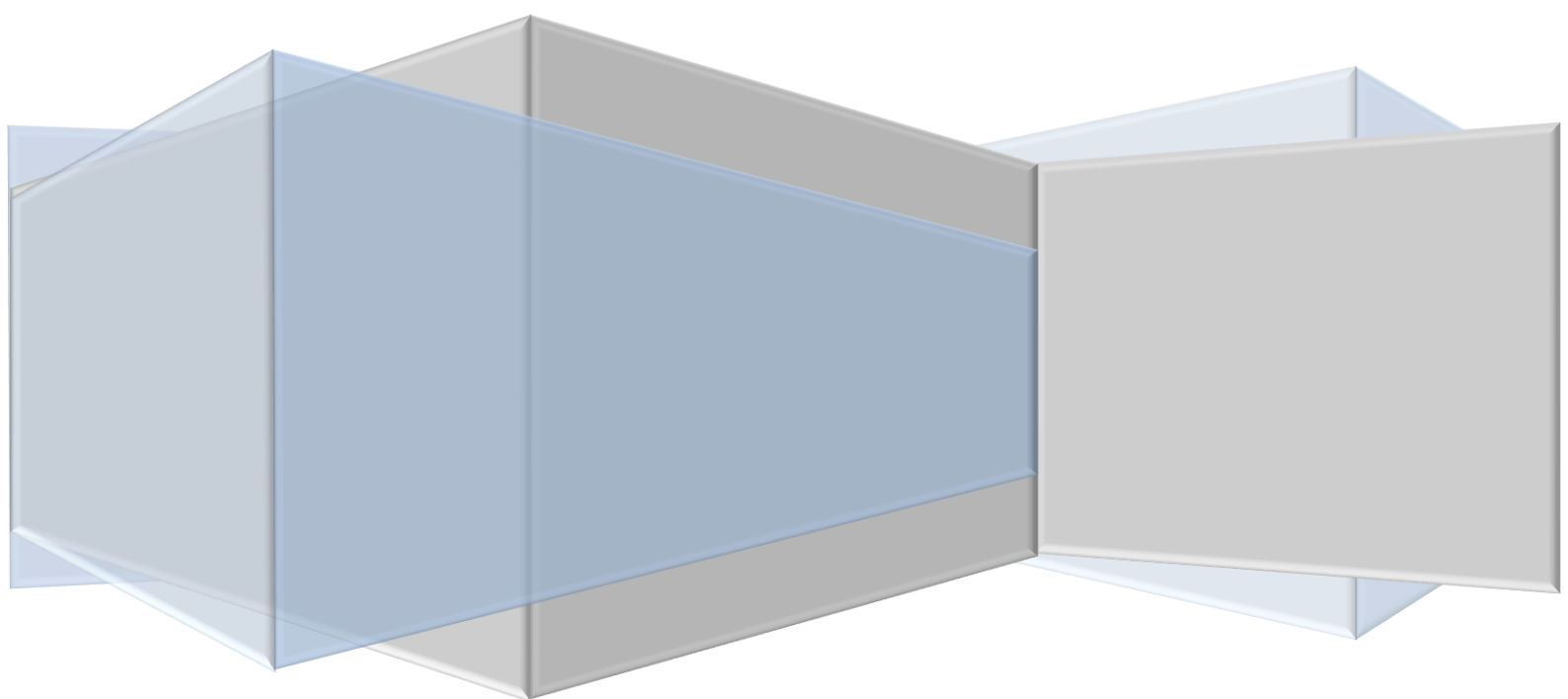
西東京市

軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付) の取り扱いについて

西東京市健康福祉部

高齢者支援課介護調整係

令和7年4月改定



1. 制度の概要について

軽度者の方(要支援1・2及び要介護1の方)は、その状態から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいいため、原則として福祉用具貸与費の算定はできません。

しかし、軽度者であっても厚生労働大臣の定めるものの状態像(九十五号告示第二十五号のイで定める状態)に該当する方については、例外的に給付が認められています。

そのため、軽度者に対し福祉用具の例外給付を行う際には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターの職員が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を十分に確認、検討することが必要になります。

【ポイント】

「例外給付＝市への申請」ではありません。例外給付の対象になる種目を確認し、市への申請が必要かどうか以下の記載を読んで整理してください。

2. 対象外種目(例外給付対象種目)

(介護予防)福祉用具貸与の対象となる種目及びその対象者は、表1のとおりです。

表1 福祉用具貸与の種目および貸与対象者

種目	貸与対象者			
	要支援 1・2	要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
車いす ※セニアカー含む(注1)	×	×	○	○
車いす付属品	×	×	○	○
特殊寝台	×	×	○	○
特殊寝台付属品	×	×	○	○
床ずれ防止用具	×	×	○	○
体位変換器	×	×	○	○
手すり	○	○	○	○
スロープ	○	○	○	○
歩行器	○	○	○	○
歩行補助つえ	○	○	○	○
認知症老人徘徊感知機器	×	×	○	○
移動用リフト(つり具の部分を除く)	×	×	○	○
自動排泄処理装置(注2)	×	×	×	○

※注1 セニアカーについては4. セニアカー貸与の取り扱い参照

※注2 尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行うものが容易に使用できるもの(交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの)を除く。))。

《例外給付の対象について》

I 基本調査結果による判断 ⇒ 市への申請は不要です

基本調査項目の直近の結果を確認し、利用者の状態が表2の福祉用具毎に定める状態像に該当するか確認をしてください。

例外給付の対象になる状態像であることが確認できれば、サービス担当者会議等で必要性を検討し貸与してください。

※表2ア(二)およびオ(三)については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報

及び福祉用具専門相談員のほか、適切な助言が可能なものが参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより支援事業者が判断してください。

表2 軽度者における貸与対象者

種目	貸与の対象となる者 (第23号告示第21号のイ)	基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品 (セニアカー含む)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 歩行 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 起き上がり 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 意思の伝達 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は、基本調査3-2～3-7 記憶・理解のいずれか 「2. できない」 又は基本調査3-8～4-15 問題行動のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 移動 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 立ち上がり 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 排便 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗 「4. 全介助」

Ⅱ 医師の医学的所見による判断 ⇒ **市への申請が必要です**

基本調査の結果から福祉用具の利用が想定される状態像に該当しないが、次の(1)から(3)のいずれかに該当することが、医師の医学的所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要であると判断されている場合は、市への申請が必要です。

また、表2にかかわらず、次の状態像に該当することが医師の医学的所見(主治医意見書・診断書等)にもとづき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断される場合は、3. 西東京市への申請についてをご確認のうえ、必要書類をご提出ください。

- (1) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第 23 号告示第 21 号のイに該当する者
- (2) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 23 号告示第 21 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
- (3) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第 23 号告示第 21 号のイに該当すると判断できる者

《一連のプロセス》

- ① 医師の医学的な所見に基づき判断されていること(貸与の必要性についてはあくまでも介護支援専門員が判断するものであり、医師が判断するものではありません。)
- ② 医師の医学的所見を基に、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていること。
- ③ 保険者(西東京市)が、書面等の方法により確認することにより貸与の可否について判断します。
※医師への医学的な所見については電話やFAX、受診同席での確認等、診断書料のかからない手段で聴取してください。

3. 西東京市への申請について

福祉用具貸与費の算定可否は、提出された届出書及びその添付書類から、医師の医学的所見とサービス担当者会議での意見を勘案して判断します。届出書の作成については、以下に留意してください。

- ① 提出書類
 - ・軽度者への福祉用具貸与状況確認兼届出書
 - ・サービス担当者会議の要点
 - ・支援経過記録(直近3カ月分)
 - ・医師の医学的な所見のわかるもの(主治医意見書、診断書、医師に聴取した意見の記録等)
※医師の同意ではなく必要性の判断が必要になるので、照会を行う場合は、医師のサインだけでなく、福祉用具貸与が必要な理由も必ず記入が必要です。
※医師から聴取した意見・内容は、疾病その他の原因およびそれに起因する状態像を具体的に記録してください。
- ② 提出方法・提出先

持参もしくは遠方の場合は郵送にて提出してください。

〈提出先〉
〒188-8666 西東京市南町5-6-13 田無第二庁舎1階
西東京市役所 健康福祉部高齢者支援課 介護調整係

必要性を聞き取りの上、結果については、電話にて連絡します。連絡を受けた旨を支援経過記録に記載し、関連書類と併せて保管してください。

4. セニアカー貸与の取り扱い

セニアカー貸与については、全国的に事故も多く報告されており、安全運転に特段配慮されなければならない福祉用具であるため、以下の点に留意してください。また、表2に該当した場合であっても、届出書等の提出をお願いいたします。なお、提出書類については P. 3 3. 西東京市への申請についてを参照してください。

◆セニアカー貸与にあたって留意すること◆

1. 認知症の有無
2. 交通ルールを理解・遵守
3. 自宅周辺の環境(交通量・踏切・坂道や交差点等)
4. 操作方法や管理(充電等)についての理解

※申請をする際には、上記について確認のため、福祉用具事業者の立ち合いによる試運転を実施し、その結果について、「サービス担当者会議の要点」等へ記録し提出してください。

試運転を実施するにあたり、事前に利用者へ例外給付に係る申請の趣旨を説明し、貸与できない可能性があることについて理解を得るよう対応をお願いします。

5. 軽度者に対する福祉用具貸与 Q&A

Q1 主治医とは主治医意見書を書いた医師のことか。

A1 主治医とは、利用者の身体状況を把握している医師のことであり、主治医意見書を書いた医師に限定されません。

Q2 届出書を提出してからどれくらいで結果がでるのか。

A2 受付日より概ね1週間以内でケアマネジャー又は介護予防支援事業所の担当職員に電話連絡します。届出書に関しては余裕をもって提出をお願いいたします。なお、連絡を受けた旨を必ず支援経過記録に記載し、関連書類と併せて保管してください。

Q3 どのような場合に届出書の再提出が必要か。

A3 届出書の再提出は、以下の場合に必要です。提出書類については P. 3 3. 西東京市への申請についてを参照してください。

- ① 担当ケアマネが交代したとき
- ② 要介護認定区分の変更はないが利用者の状態像に変化があった場合
- ③ 利用している福祉用具に変更があった場合
- ④ 要介護認定区分の変更があった場合

なお、介護認定区分に変更がなく、状態像にも変わりのない場合の再提出は不要です。

Q4 ケアマネジャーが変更になった場合、届出書の再提出は必要か。

A4 新しいケアマネジャーの視点でアセスメントを行うため、届出書の再提出が必要です。提出書類については P. 3 3. 西東京市への申請についてを参照してください。

Q5 状況確認票を提出する前に貸与が必要な場合はどうしたらよいか。

A5 認定申請(新規申請、区分変更申請)をして早急に必要になった場合や利用者の状態像の急変等の理由により緊急に福祉用具貸与が必要になった場合については、以下のとおりです。

新規申請中	認定決定日以降に届出書を市へ提出 給付については利用開始日まで遡及 (ただし最大⇒新規申請日まで)
区分変更申請中	認定決定日以降に届出書を市へ提出 給付については利用開始日まで遡及 (ただし最大⇒区分変更申請日まで)
退院と同時に必要	退院から 30 日以内に届出書を市へ提出 給付については利用開始日まで遡及
状態像の急変	急変から 30 日以内に届出書を市へ提出 給付については利用開始日まで遡及

※提出が遅れた場合、保険給付対象外の期間が発生する場合があります。

福祉用具が必要となる主な事例内容(例)

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容
Ⅰ 状態の変化	● 特殊寝台 ● 床ずれ防止用具・体位変換器 ● 移動用リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象(ON・OFF 現象)が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	● 特殊寝台 ● 床ずれ防止用具・体位変換器 ● 移動用リフト	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要となる。
Ⅱ 急性増悪	● 特殊寝台 ● 床ずれ防止用具・体位変換器 ● 移動用リフト	末期癌で、認定調査時是何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短時間で告示の定める福祉用具が必要となる。
Ⅲ 医師禁忌	● 特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	● 特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	● 特殊寝台	重度の逆流性食道炎(嚥下障害)で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	● 床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	● 移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

※事例内容(例)で示した疾病名については、福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当する可能性があるものを例示したものにすぎず、例示されていない疾病名であっても、給付の対象となることがあります。

※また、逆に例示されている疾病名であっても、必ずしも福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当するとは限りません。